

会議名称	平成19年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成19年10月25日(木) 14時～17時15分	
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)	
	委員	江藤会長、柴田委員、菅沼委員、富岡委員、藤本委員、森村委員、柳澤委員、岩田委員、すぐろ委員、鈴木委員、田中委員、富本委員、渡辺委員、青山委員、小幡委員、茶谷委員
	実施機関	南雲国保年金課長、和久井介護保険課長、渡辺学務課長、中村教育改革推進課長 井口教育委員会庶務課長
	事務局	大藤行政管理担当部長、与島区長室長、有坂情報システム課長、中島法規担当課長
傍聴者	1名	
配布資料	事前	・平成19年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成19年度第3回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第 ・参考資料 杉並区内の防犯カメラの設置状況について ・資料3 平成19年度第3回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項(追加) ・資料4 区立中学校の『校務システム』について(報告)
【会議内容】		
1 平成19年度第2回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
3 杉並区内の防犯カメラの設置状況について		
番号	件名	審議結果
諮問第19号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について(変更)	答申
諮問第20号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部結合について(新規)	答申
諮問第21号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の外部結合について(新規)	答申
諮問第22号	介護保険賦課・徴収に関する業務の外部結合について(新規)	答申
諮問第23号	年金特別徴収伝送システムに記録する個人情報項目について(新規)	答申
諮問第24号	奨学資金貸付に関する業務の外部委託について(新規)	答申
報告第16号	土曜日学校・放課後子ども教室に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第25号	土曜日学校・放課後子ども教室に関する業務の外部委託について(新規)	答申
追加報告	区立中学校の『校務システム』について	報告了承

会長	本日はご多忙のところ、当審議会にご出席いただき、ありがとうございます。ただいまより「平成 19 年度第 3 回情報公開・個人情報保護審議会」を開会します。最初に、欠席委員の確認をお願いします。
区長室長	それでは私から、本日欠席する旨の連絡がありました委員を紹介します。井上委員、高橋委員、夏目委員、大橋委員から欠席という届け出をいただいております。
会長	それでは議題に入ります。最初に前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議に入りたいと思います。 それでは、最初に前回の会議録の確定をしたいと思うのですが、修正の指摘やご意見はございますか。
	(特になし)
会長	特にないようですので、会議録は確定ということにしたいと思います。席上に追加資料があるようですので、それについて説明をお願いします。
法規担当課長	事前に送付させていただいた資料 1 の会議録、資料 2 の報告・諮問事項のほかに、本日、席上に追加資料を配付させていただきましたので、資料の確認をお願いします。 まず第 1 に、「平成 19 年度第 3 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議次第」です。裏面に今回の案件の一覧がございます。その他、参考資料として、「杉並区内の防犯カメラの設置状況について」。3 番目が資料 3 ですが、「報告・諮問事項」の追加案件です。4 番目は資料 4 として、「区立小中学校の『校務システム』について」で、計 4 点です。よろしいですか。 それでは補足説明として、いまお配りした資料の「杉並区内の防犯カメラの設置状況について」をご覧くださいと思います。前回の審議会でご質問がありまして、今回の審議会でご報告することになっておりましたので、簡単にご報告します。ご覧いただいた資料のとおりですが、区立施設については 233 施設、799 台、民間施設においては、届出のあった件数ですが、26 施設、385 台となっています。以上です。
会長	それでは、諮問第 19 号から諮問第 23 号までを一括して、事務局から説明をお願いします。
諮問第 19 号・諮問第 20 号・諮問第 21 号・諮問第 22 号・諮問第 23 号	
法規担当課長	諮問第 19 号について説明する。
情報システム課長	諮問第 20 号・21 号・22 号・23 号について説明する。
会長	どうもありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委員	諮問第 19 号についてですが、前回の第 2 回審議会でも、後期高齢者の方々の新制度についての案件が出され、答申しています。この制度に係る区民への周知が大変重要ですので、周知の徹底を期待したいと思います。
委員	諮問第 19 号ですが、今回の措置というのは、新しく民間業者を追加して

	やってもらおうということですか。それと、今回に限ってということですか。
法規担当課長	いえ、このような案内は、これで終わりではありませんので、これからもいろいろと、制度改正が見込まれると思われまますので、こういった案内書の送付が必要になります。今の段階で、具体的にどうだということは、はっきりとは言えないのですが、例えば今回の平成 20 年度開始の後期高齢者医療制度にしてみても、年金からの特別徴収についての説明など、さらに具体的なご案内が必要になるのではないかとすることを想定しております。
委員	あと、民間業者というのはどういう所に頼むのですか。
国保年金課長	封入・封緘作業ができる印刷工場または印刷事業者です。それと、単純な封入・封緘作業は、引き続き福祉作業所をお願いしていきたいと考えています。
委員	いままでは、どのようにやっていたのですか。
法規担当課長	介護、税、国保、それぞれ現在、委託にかかっているものもあるのですが、それ以外のものについては、杉並区役所の 7 階に封入・封緘機というのがございまして、一般的な窓あき封筒については、自前でやっている部分が多々ございます。
情報システム課長	いま申しあげました封入・封緘の作業については、重複しますが、7 階の封入・封緘機がございまして、これまでその多くを直営で行ってきました。ただ、こここのところ度重なる制度改正ですとか、あと、事務によっては作業時期が集中化すること、あるいは制度改正に伴って出力帳票自体が高度化して、区のリースしている機器では対応しきれないケースが生じております。そういったものは順次、外部委託により実施するようになってきており、委託の範囲は徐々に広がっているような状況にあります。
委員	あと、区はどのように、外部に情報が漏洩しないようにするために関与するのですか。膨大な磁気媒体の記録を渡すわけですよね。以前に確か、選挙のお知らせを外部に委託するといったときに、作業所をちゃんと監視するとか、データーを渡すときに職員がちゃんと一緒について行くとか、できたものを郵便局に投函するときまで、職員が車の横に乗って、間違いなく投函したことを確認するとか、区がそういうところを全部チェックしながら、お願いするということがあったと思うのですが、今回の案件についてはその辺のところはどのようになるのですか。
国保年金課長	こちらのほうは制度改正のお知らせでして、そこまで厳密にやるということは考えていません。
委員	ただ、今後についてもいろいろなことを、こういう仕組みでやろうということになると、今回は単に制度改正のお知らせということですが、そうではないケースもいろいろとでてくると思われます。そのような場合には、どのように対応するのですか。
法規担当課長	昨年策定したガイドラインの 10 項目を遵守させることはもちろんやっていきます。また、モニタリングシステムというのを来年度から実施していくことを考えているのですが、今回のような、全世帯向けのお知らせの封入封

	<p>緘作業の外部委託については、当面、ガイドラインに則って、個人情報の適正な管理を行っていくこととなります。</p> <p>同じ国保業務の中でも、いろいろな対象者がいらっしゃいますので、今後、センシティブ情報を取り扱うような場合等につきましては、また別途、取り扱う個人情報の内容も変わってまいりますので、そのときにはもう1度、諮問することとなります。</p>
情報システム課長	<p>封入・封緘作業について、先ほどご説明しましたように、物理的な要因で委託せざるを得なくなっている状況にあります。そのため、いま委員からご指摘があったような、セキュリティ対策については、統一的な基準、一定のガイドラインみたいなものを、封入・封緘作業を含めて検討しています。</p>
委員	<p>もう1つ、今回は、制度改正のお知らせをするということですが、これが終わればデータはもちろん戻してもらおうという考えでいいのですか。</p> <p>それと、もう1つ。委託の条件で、情報を守るためのガイドラインの10項目がありますよね。それとの関係で、区がどのように、受託業者がこのガイドラインを守って、間違いなくやられているのかどうかを確認するのか。直接の委託者としての立場から、窓口だけではなく、作業所の中についても、必要があればガイドラインに基づいて、きちんとされているのかどうかをチェックするのかどうか、その辺も含めてお聞きしたい。</p>
国保年金課長	<p>後者のほうについては、作業行程の節目ごとに、職員が立ち会うように考えています。また、製品の出来具合等もチェックしなければなりませんし、いま申し上げたように節目ごとに立ち合わせていただいて、行程をチェックしたいと考えています。</p> <p>あと、当然その磁気テープ等については、作業が終わり次第、返却していただく予定です。</p>
委員	<p>初めの説明でちょっとわからなかったのですが、(2)の②、宛名シールを出力するというのがあります。宛名シールを渡すだけではなくて、磁気媒体も渡さなければいけないという理由が、わからなかったのですが、もう一度説明していただいてもいいですか。</p>
法規担当課長	<p>いま区役所のプリンターでは、今回の仕様の宛名シールを打てないということです。</p>
委員	<p>それは、変えることはできないということですか。</p>
法規担当課長	<p>このためにだけ打ち出せる機械を買ったり、仕様を変えたりすると、費用がかなりかかりますので、機種の変更ではなく、委託で考えております。</p>
情報システム課長	<p>ロール紙の形になっていまして、それぞれの帳票が、いまのシステム上では打てません。そして、そういったものを変えとなると、ソフトのプログラムも変えなければならないので、現状では困難です。</p>
委員	<p>この先もそのように、もしかしたら今後もこういうことが続くかもしれないというお話が先ほどあったのですが、そういう金額的なことを含めても、委託したほうが良いと判断されたということですか。</p>
情報システム課長	<p>そうです。全体的な費用対効果も含めて検討した結果、委託したほうがい</p>

	いということです。
委員	わかりました。それから提供資料の返還義務とありますが、直接受け渡されるようになっているのですか。
国保年金課長	私ども職員のほうに直接、返還してもらいます。
委員	あと、作業場所での情報漏洩がないように、注意事項などは先ほどのガイドライン 10 項目で決められるということで、その他には特に決められないのですか。
法規担当課長	これはガイドラインですので、一般的に全部の委託に共通する基本的な指針です。ですから、個別の契約においては、もっと必要な定めがあったら付け加えていただきます。 ですから、例えばいま委員がおっしゃっている個人情報の返還については、この項目の 7 行目に返還義務というのがあるのですが、ガイドラインでは、「受託者は、受託した業務で収集・使用した個人情報は、速やかに区に返還しなければならない。ただし、区から個人情報の廃棄の指示があった場合には、速やかに廃棄しなければならない」とございまして、さらに細則で、返還方法としては原則として窓口まで持参する、向こうから持ってくるということまでが、このガイドラインには記載してございます。
委員	わかりました。
委員	2 点ありまして、これは案内を出すのですが、健診内容の変更についてはどの程度の案内を出すのか。それが 1 つです。 もう 1 つは、これは市内特別ですか。市内特別で 3 つの郵便局に出しに行くとか、その辺について教えてください。
国保年金課長	医療制度全般のお知らせとともに、案内を送付する時点では、おそらく健診内容の変更についても固まっていると思いますので、それについてもお知らせするつもりです。
委員	わかりました。
国保年金課長	あと、区内 3 つの郵便局から発送する予定です。
委員	システム的にお金は区が払うのではなくて、業者に払わせて、後から請求するということですか。
国保年金課長	郵送料は区のほうで別途負担します。
委員	契約上はどうなっているのですか。一応、業者が先払いしておいてではなくて、区に後から請求がくるのですか。
国保年金課長	料金後納郵便です。
委員	料金後納郵便で、市内特別でやるのですね。
国保年金課長	はい。
委員	わかりました。
委員	委託先の選考、並びに決定方法をどのようにしたか、教えてください。
国保年金課長	競争入札をいたします。
委員	2 頁に委託の条件というのがありますよね。10 個くらい書いてありますが、

	一般的にこれが1つでも2つでも守られなかった場合、どのようになるのですか。
法規担当課長	<p>今般、10月に、杉並区がモニタリングのガイドラインを策定しまして、従前ですと契約解除とか、いきなりそういうものしか法定の手続はなかったのですが、今般の考え方の中で、まず勧告や命令という形で、事前に指導や立入調査が容易にできる形を制度として構築しています。</p> <p>もちろん最終的には契約の解除、違約金の請求という形になると考えています。もしそういうことがあった場合ですが。</p>
委員	<p>例えばこの場合は電磁的なものですよね。そうすると何かがあったときに、最もデータが一遍に流れやすい。そのときに契約解除、命令、勧告をしようが、もう出てしまったものは取り返しがつかないわけでしょう。これは、このことだけではなくて、全てそうだと思いますが、そういう場合に、要するに謝ればいいのか、業者を変えればいいのかという問題だけでは、流れてしまったデータの当該本人にとっては、それだけではない問題ですから、そういうところはどのように考えていらっしゃるのですか。</p>
区長室長	<p>具体的な事例ではないので、少しわかりにくいところもあるのですが、賠償責任に及ぶケースが発生すれば、当然その賠償に応じてもらうということも含めて、厳しい対応を考えざるを得ないと思います。軽微なものであれば、いま話したような翌年以降の契約を見送るとか、3年間は契約しないとか、いろいろなことがその時々で考えられると思いますが、賠償責任に応じる必要性があるものについては、当然そのように対処していきたいと思います。</p>
国保年金課長	<p>私から追加するのも何ですが、個人情報委員がおっしゃるとおり、命の次に大切なものです。そういうものが外部に流出しないように、くれぐれも的確に、事業者の指導に当たっていきたくて考えています。</p>
委員	<p>いまの質問にあったように、やはり13万世帯もの個人情報を扱うわけですから、もし個人情報が流れてしまったら、それは賠償をしてもらうにしても、流出した情報についてはどうすることもできない、いまのままでは対策が考えられていないというか、あまりしっかりと規定されていないとなると、私としては不安なので保留にしたいと思います。</p>
行政管理担当部長	<p>考え方として、なぜ公務員が個人情報保護を厳格にしているかという点の裏付けとしては、地方公務員法で守秘義務というのがあって、その守秘義務に違反した場合は何らかのペナルティを受けるといって、そういう制度のもとで、あとは倫理意識というか、そういった意識を養う研修、チェックシステム、そういう形でもって個人情報を保護していこうということになっています。</p> <p>今回、民間事業者に委託する際も同じような形でして、先ほど言った委託の条件を満たさない場合の民間業者に対するペナルティ、それはある意味で地方公務員法上のペナルティの部分に該当するでしょうし、そういった形でもって損害賠償をするからいいということではなくて、そういう個人情報が漏洩しないような仕組みの1つとして、こういったペナルティの問題を含め</p>

	て考えていく。当然こういった契約の中身だけではなくて、内容によっては直接、区のほうから何らかのチェックをすとか、そういったいくつかの方策をもって、とにかく個人情報漏洩しないような形の業務体系にするという前提で、民間業者に業務を委ねる、こういった考え方ですので、ご理解いただきたいと思います。
会長	〇〇委員、諮問第 19 号、第 20 号、第 21 号、第 22 号、第 23 号のどれに対して、保留するのですか。
委員	諮問第 19 号です。
会長	外部委託についてですね。
委員	はい。
委員	私も諮問第 19 号については賛否を保留します。本来は自前でやるべきだが、機械を買うとなると 2,000 万円程度かかるというのが前に出ていたけれども、しかしそれにしても、大事な個人情報を外に持ち出して、どんどんそれが広がっていくということについては、あまり賛同できないということから、保留にしたいと思います。
会長	ほかに質問等はありませんか。
委員	介護保険の情報電送システムの、専用回線に接続するパソコンは、区の側に何台あるかということと、ユーザー ID やパスワードを持って、そのシステムを利用できる区の職員が何人いるかということだけ、教えてください。
介護保険課長	現在のところ、国保連と連結している電子計算組織は 1 台です。
委員	それを扱える人は何名ですか。
介護保険課長	現在のところ 3 名です。
会長	よろしいですか。
委員	ありがとうございます。
会長	そうすると諮問第 19 号については保留 2 で、あとの諮問第 20 号、第 21 号、第 22 号、第 23 号については保留なしで、決定ということでよろしいですか。
(了承)	
会長	それではそのように決定します。
諮問第 24 号・報告第 16 号・諮問第 25 号	
会長	次に諮問第 24 号、報告 16 号、諮問第 25 号について、一括して事務局から説明をお願いします。諮問第 25 号、報告 16 号というのは、今日、追加資料として、配付されています。
法規担当課長	諮問第 24 号・報告第 16 号・諮問第 25 号を説明する。
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委員	いまの諮問第 24 号について、債権回収業務を委託するということですが、これは債権を譲渡してしまうということですか。それとも単に回収してきてくださいということなのですか。
学務課長	これについては、あくまでも債権管理回収業務の委託ということにして、

	債権譲渡をするものではございません。
委員	普通、債権譲渡を受けて、私どもが債権者になりましたということでやる方法と、単なる業務委託の方法がありますが、業務委託のときは、裁判をする権利まで持つのですか。
学務課長	今回の特別措置法の仕組みにおいては、最終的にそういったことも含まれているようですが、今回はあくまでも債権管理回収、督促、返済計画の策定というところまでです。
委員	それで回収できないときはどうするのですか。
学務課長	今回の契約終了後に、またその状況を踏まえて、来年度以降、引き続き対応策について、検討してまいりたいと考えています。
委員	それから現地調査というのは、ここでは何を言うのですか。
学務課長	こちらについては、基本的に奨学資金は区内の方にお貸しするのですが、何分、卒業してからの返済ということになりまして、そうすると都外や地方に転出されてしまう方が多くいらっしゃいます。そういった方について、転出先において返済交渉をさせていただいたり、あるいは転出そのものの調査などを現地で行うといったことです。
委員	もう少し細かくなりますが、転出していました、わからない、そうすれば住民票を追っていくより仕方がない。そういう場合は、区はこの委託した会社に戸籍の附票だとかの住所異動情報を渡すのですか。
学務課長	通常は資金貸付のときに包括的に本人同意をいただいておりますが、それを踏まえつつ、やはり適正な限度ということも、十分に認識しながら、適正な提供に努めていきたいと思えます。
委員	事前にとっていけばいいと思うのですが、それはやはり貸すときに取っておいたほうがいいのではないですか。
学務課長	はい。
委員	よく病院などで、例えば保険を請求するときに、保険会社が医者に聞きますよね。しかし、医者のほうはプライバシーですからこれは言えませんが、こうくるんですよ。それで、保険会社のほうでは先に聞きますよと、保険金を払うことについてわからない病状があれば医者に聞きますよということで、保険金の請求をするときに同意書を取るのです。そうすると医者は、それを見せられると説明せざるを得ないのです。そういう方法もとっているの、いま言ったように地方に転出してしまったとか、そういうことで戸籍の附票や住民票を追っていくことは、やられても結構ですよと、こういう同意書を奨学金を貸すときに取ってはいかがですか。
学務課長	現在でもすでに税情報の利用、区の保有する情報についての利用というのは同意をいただいているのですが、ご指摘のような、具体的にそういったことを踏まえた同意ということについても、今後、ご意見を踏まえて考えてまいりたいと思えます。
委員	杉並区の奨学金貸付制度について、全体の金額、年間の貸出人数、返済方法を教えてください。

学務課長	<p>大体の年間の予算規模ですが、各年度ごとに1億2,000万円前後の新規貸出しがございます。現在の貸出実績ですが、入学準備金を年間で約100名前後の方にお貸しするので、毎年それくらいの件数になるかと思えます。あと、大体その3倍くらい、300名前後の方に、引き続き継続で毎月の月謝をお貸ししているという状況です。</p> <p>これまでの総実績ですが、制度発足が昭和34年です。それ以降、3,195名の方にお貸ししたという実績です。</p>
委員	<p>その調査や回収をするという権限委託の根拠の法令を教えてください。もしあればその部分を紹介してください。</p>
学務課長	<p>先ほど法規担当課長が説明したとおり、債権管理回収業に関する特別措置法が平成11年に施行されまして、その一部改正ということで平成13年度から、特別区が保有する貸付債権についても債権管理回収を委託できるようになりました。それに基づいて今回委託をお願いしているものです。</p>
委員	<p>それは回収のみ行えるということですが、その権限はどこまであるのですか。</p>
学務課長	<p>ご指摘のとおり、法律の仕組みは債権回収に関わる全ての裁判上のことまで含まれるのですが、今回の委託についてはそこまではいかずに、あくまでも任意の弁済、あるいは返済計画の策定までということですか。</p>
委員	<p>滞納者本人と連帯保証人の同意を得なければ、民間業者に個人情報をお渡ししないはずだと思えるのですが、この法律によってそれは必要ないということですか。それは、やはり必要があるのでしょうか。</p>
学務課長	<p>確かに本人同意を得るといのは大前提ですが、性質上、なかなか本人同意を個別にいただけないということもございまして、そういった意味で本審議会におきまして、ご審議をお願いしているという経過もございまして。</p>
委員	<p>ということは、本人同意は本来は得なければいけないと決まっているけれども、この場合、例外的に認めるということですか。ここで認められたら、認められてしまうということですか。</p>
学務課長	<p>まさに区の個人情報保護条例の仕組みということにして、本人同意を原則としつつ、こういった審議会でお認めいただいた場合については、例外的に提供させていただく、そういった仕組みの中でお願いをしているものです。</p>
委員	<p>そういうことが可能ということですか。</p>
学務課長	<p>はい。</p>
委員	<p>意見ですが、滞納額の区の負担ももちろんあると思いますが、債権回収会社に支払う委託金額も少なくないと思えますし、奨学金や学校教育という貸付金の趣旨からしても、民間業者に委託する、しかもセンシティブな個人情報を提供するというのは納得ができないので、私は保留にさせていただきたいと思えます。</p>
委員	<p>参考のためにお聞きしたいのですが、債権を回収する業者に対しては、報酬はいくらぐらい払うのですか。</p>
学務課長	<p>今回の予算については一応、契約予定金額ということで、税込みで660万</p>

	円余を予定しています。対象件数は約 175 件を想定しています。
委員	それで割れば出てくるということですか。
学務課長	はい。平均しますと、1 件当たり 3 万 6,000 円です。
委員	文言というのですかね、回収業務、現地調査というのがありますね。先ほどお話が出たのですが、この現地調査というのは、非常に微妙な言葉でして、聞き込みだとか、プライバシーの侵害になるということで、いま、金融会社では現地調査という言葉はたぶん使わないのではないかと思います。先に説明されたような意味ならば、情報収集とか、そういう形で表現した方が適切だと思われま。表現には気をつけたほうがいいと思います。
学務課長	ご指摘の点はごもっともだと思います。一応、契約の中にも、仮に現地調査、いわゆる近隣から「お隣はどちらにお引越ですか」みたいなイメージだったのですが、そういった場合にも契約条項の中に、債務者のそういったものについては厳重に口外してはならない、言ってはいけない、そういった規定も設けて、歯止めを設けるといふようにはしていましたけれども、確かに表現については、ご指摘の点をすぐに検討させていただきます。
委員	本来、隣近所に聞くというのは、やってはいけないことなのです。それを業務でやっている形にするのであれば、その辺は本当に気をつけたほうがいいと思います。 もう 1 点、先ほど〇〇委員からあったのですが、住民票の異動を行ったときに、当該の区であれば調べられますよね。しかし、その先々では、住所異動の情報をどのようにして入手するのですか。
学務課長	今回の債権管理回収業は、いわゆる弁護士法の督促ということとして、通常、弁護士さんしかできない法律行為である、債権回収管理に付随する業務も含めて、それができるといふことですので、その中で住民票の取得、戸籍の附票の取得等も、そこで可能であれば、その中でやっていただくということ、それぞれの自治体にご判断いただいて、対応していただけるのかなと考えています。
委員	最終的には、少額訴訟か支払督促あたりで決着がつくのではないかと思います。将来的にはそこまで一応考えていらっしゃるのですか。
学務課長	今回はモデル事業ということで、こういったものの実績を見ながら考えていくつもりですが、現実的に少額訴訟であるとか、そういった手法がございしますので、それもあわせて今後については検討してまいりたいと考えています。
委員	大体、裁判で終わるといふことはないのです。そこから再契約をしたり、和解をしたり、調停が入って、債権というのはい大体、拡大していくケースがあるので、たぶんそこまでやらないと、本当の意味での回収という業務は実際の流れではできないと思います。 先ほど裁判の手前までという話があったのですが、本来は別にそこで切れるわけではないということなので、多分やらざるを得ない状況が生まれてくるのではないかとと思うので、その辺をよく研究していただければと思います。

	以上です。
委員	<p>ちょっと確認です。大体他の方からも出ているのですが、催促のやり方というか、例えばその方が勤めている場所が特定できた場合に、いろいろ効果的に回収しようということで、よく映画やテレビであるような、職場まで行ってとか、そういう催促のやり方が行われる。それから、先ほど数字が出ていましたが、悪質といわれるもの、遠距離に行ってしまったというようなのが、175件なのかと思うのですが、その辺で悪質であると区のほうで思っているのは、大体どのくらいの件数なのか。その辺のところをお話していただけたらありがたいと思います。</p>
学務課長	<p>当然、回収業務に当たって、相手方、あるいは周辺の方々に、不快、困惑等の念を与えてはいけないというのが大前提でして、その辺は基本的に法令の中にもそういったことがきちんと謳われています。今回の委託契約の中にも、社会通念上、不適當なものも含めて、そういう行為はやっては駄目だときちんと謳って、その辺は担保してまいりたいと考えています。</p> <p>あと、悪質ということですが、今回、基本的に175件を抽出させていただいたのは、私どもとしては悪質といいますか、なかなか私どもでは徴収困難ととらえているのですが、その内訳については大体、償還期が到来したにもかかわらず、何年に渡って1回も償還をしていただけない、督促をしても梨の礫（なしのつぶて）であるとかが中心です。また、期間は短いけれども、まったく返していないとか、若干長くてもとびとびで少しとか、基本的にはそういった意図的に返済が滞っていらっしゃる方を中心に、抽出させていただきました。</p>
委員	<p>資本金 5 億円以上という規定があつて云々という説明がありましたけれど、こういう仕事をする会社は、全国的に活動できるような支店があるのですか。</p>
学務課長	<p>今回の委託を予定しているオリファサービス債権回収会社ですが、ご指摘のとおり全国各地に何十箇所の支店がございまして、現地訪問、回収等を機動的にしかも低コストで行える、それがこの会社の利点であります。私どもにとっても各地の債権回収が最も大きな課題でしたので、そういった点からも検討し、この会社を選定しました。</p>
会長	<p>ほかにありますか。</p>
委員	<p>内容はわかりますが、ちょっと保留をさせていただきます。</p>
会長	<p>では、保留は2名おりますが、本件は決定といたします。 次の諮問 25 号、それから、報告 16 号について質問はありますか。</p>
委員	<p>2 頁の個人情報記録の内容ですが、財産等の情報にある「口座の内容」とは、預金口座のことですか。</p>
教育改革推進課長	<p>口座の内容については預金口座です。これは先ほど法規担当課長のほうからご説明があつたとおり、土曜日学校、あるいは放課後居場所事業の中で、傷害保険の手続きを今回の NPO に委託する形になりますので、万が一のときに保険金の振込み先を管理するために必要な情報です。</p>

会長	他にないでしょうか。
委員	NPO 法人が委託先だということですが、その委託の内容の中で、1 番目に「土曜日学校事業運営」、2 番目に「放課後子ども教室事業運営」、6 番目に「PTA 基礎研修の運営委託」とありますが、これはそれぞれどういった内容ですか。
教育改革推進課長	<p>土曜日学校と放課後居場所事業については、いま法規担当課長がご説明したとおり、地域ぐるみで学校を支えていくということで、こういった 2 つの事業については、地域のボランティアの方々、実行委員の方々を中心になってやっております。ただ、土曜日学校も放課後居場所事業も、どうしても、たくさんのボランティアを必要としたり、あるいは、事業の内容とそのアイデア、また、企画力が必要なものもありますので、ここの資料の 2 番目の項目の、特に土曜日学校の運営方法の所にも書いてますが、今回、そういった事業の提案とか、あるいはその人材の推薦、また、人材の育成等のノウハウを持った、区内の NPO 法人に委託をするものです。</p> <p>「PTA の基礎研修の運営委託」については、既に、この NPO に委託をしているところですが、PTA も従来から学校を支える大きな力になっています。そこで、学校に関わって、学校を支援するノウハウとか、あるいは仕組みづくりについて、PTA の立場からどういう役割があるのかを、年度当初に研修を行っております。その研修の講師やプラン作成をこの NPO に行ってくださいしております。</p>
委員	平成 22 年までに全校へという説明がありましたが、委託を受けた NPO 法人はいま説明があった中身のことを全部やるわけですか。その辺がよく理解できないのです。
教育改革推進課長	中身については説明書の 5 に書いてあるとおりですが、法規担当課長の説明にあったように、最終的に学校を支援していくのは、あくまでも地域の方々、実行委員会、あるいは学校支援本部という形になります。土曜日学校とか放課後子ども事業、あるいは、そもそも学校支援本部の立ち上げ支援等、様々な面でそのノウハウを提供していただく、そういう仕事をお願いするわけです。
委員	ここに示されているような、個人情報の記録の内容というのは、例えば事業が終了したら学校に返還されるということでもいいのですか。
教育改革推進課長	土曜日学校、放課後居場所事業に関しては、事業が大体 1 年間、通年で行われるものですが、出席していただいた方の氏名や住所に関しては最初に登録していただきます。事業が終了次第、そういった情報の管理については、返却とか、あるいは異論のないような形で対応していくことになります。
委員	それともう 1 つ。委託の条件との関わりでは、学校はどこまで、どのように関わるのですか。あくまでも事業主体は、委託を受けた NPO 法人であり、その NPO 法人が、これらの事業を行うにあたっては、個人情報を保護するために、委託の条件を 10 項目守ってくださいと、区が指示するということですか。

教育改革推進課長	はい。
委員	そのときに、個人情報のこともあるので、学校はそのことについてどのように関わりを持つのですか。
教育改革推進課長	少なくとも、委託する NPO 法人と学校側の関係につきましては、もちろん学校の子どもたちがこういった事業に参加するわけですから、提供される情報については常に学校も把握していただくということですが、契約上では、教育委員会を通じて、そういった情報の管理がなされる形になるかと思えます。
委員	もう1ついいですか。もし個人情報が漏れてしまったことを考えた場合、万が一のことで、大変なことだと思います。受託事業者自身が講ずべき措置について、たとえば保険をかけるとか、その辺りはどんな内容ですか。
教育改革推進課長	NPO 法人への委託の際に、私どものほうで当該 NPO 法人の個人情報の保護方針、情報セキュリティポリシーについては確認しております。例えば、個人情報の収集・利用にあたっては目的を明確にするとか、個人情報については、法に基づき開示が義務づけられている場合を除き、承諾なしには第三者に開示することはしないとか、そういった個人情報の保護方針をこの NPO 法人は、自ら定めております。
委員	それでは、個人情報の保管場所は、この法人の事務所内で管理するということですか。
教育改革推進課長	おっしゃるとおりです。
委員	先ほどのことに戻ります。口座の内容というのは、怪我をした後に口座の番号を聞けばいいのではないのでしょうか。
教育改革推進課長	そのとおりです。最初から口座の番号を聞いておくわけではありません。
委員	それにもかかわらずここに登録しておくということですか。
教育改革推進課長	怪我をした場合に口座を聞いて、口座番号を個人情報の記録として収集する可能性があるので、登録しているわけです。
委員	それともう1つ。財産等の情報の欄に「口座の内容」が登録されているので、一般的には残高や入出金明細を指すような気がするのですが、内容との記載ではなくて、口座番号と直していただけないのでしょうか。
教育改革推進課長	わかりました。
委員	この保険というのは団体保険ですか。これはその日その日に参加した人たちの名前を書くわけでしょう。そうすると、誰が契約者になるのですか。
教育改革推進課長	基本的にはいまおっしゃったような、団体保険という形です。参加した方が、保険の対象となるような契約を結んでいく形になります。
委員	「放課後」の事業と「土曜日」の事業は別々のものですか。
教育改革推進課長	別々の事業です。放課後というのは、平日の授業が終わった後、いまは午後5時か6時までの時間帯のことです。土曜日は学校が休みなので、例えば、午前中から学校に来て、地域の方々が催す様々な講座だとか、中学校ならば、勉強の補習なども行ったりするのですが、そういった土曜日に開催する講座

	に参加していただくのが土曜日教室です。
会長	他にありますか。
委員	諮問 25 号については保留にさせていただきます。
会長	そうすると、報告 16 号については、報告を受けたことにいたします。諮問 25 号については保留 1 ということで、決定といたします。それでは、諮問事項については、一括して答申していきたいと思います。 事務局から答申の案文を配布させます。
	(答申の案文配付)
会長	この答申でよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは、事務局から区長宛に答申書を送付してください。
	(会長より区長室長に答申書を手渡しする)
区長室長	ありがとうございます。
会長	それでは、その他の案件について説明してください。
区立小中学校『校務システム』について	
情報システム課長	区立中学校『校務システム』について説明する。
会長	ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますか。
委員	1 の「計画中の校務システムについて」ですが、「データセンターに設置したサーバーを中心に専用ネットワークを構築する」とありますが、パソコンのほうにデータを置かないで、データセンターのサーバーにデータを集中するという意味に解してよろしいでしょうか。
情報システム課長	そのとおりです。
委員	くどいようですが、パソコン側にはデータが入っていないシステムで運用していく、このように理解すればいいですか。
情報システム課長	そのとおりです。
委員	もう 1 つ。いまの専門用語でいうと、シンクライアントのパソコンがそういう方面で機能を果たしますが、それを入れようというふうに理解しておられるのでしょうか。
教育委員会庶務課長	機器についてはまだ検討中ですが、いずれにしても、それぞれのパソコンに、データを個別に保存するのではない形で運用を考えています。
会長	他にありますか。特にないようですので、本件は報告を受けたことにいたします。本日の議題は以上ですが、事務局から何かありますか。
法規担当課長	それでは、次回の審議会の日程についてです。大変押し詰まって申し訳ないのですが、12 月 27 日の木曜日、午後 2 時からお願いします。 なお、例年 12 月の審議会の終了後には、本庁舎 9 階の食堂で懇親会を催していましたが、今年は食堂が営業しておりませんので、今回は見送らせていただきます。以上でございます。

会長	他にありますか。なければ、以上で「第3回情報公開・個人情報保護審議会」を終了いたします。ありがとうございました。
----	--